平成２１年（フ）第５６７号
埼玉県東松山市殿山町23番地34
債務者　若月　順子（旧姓浜比嘉）
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５７８号
埼玉県熊谷市柿沼973番地５　昭和コーポ柿沼202
債務者　小嶋　奈央（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５８１号
埼玉県深谷市原郷169番地３　プランタン栄豊103号
債務者　道白　有紀（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５８５号
埼玉県東松山市大字岩殿748番地６　コアラの里301号室、旧住所埼玉県秩父市熊木町16番15号　Kハイツ201
債務者　髙橋　義春
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第８８２号
神奈川県平塚市龍城ケ丘11番６―301号　市営住宅
債務者　スドウ　スライマン（SUDO　SURAIMAN）
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８８５号
神奈川県平塚市中堂10番18号
債務者　三浦　妙子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１６６号
静岡県沼津市岡宮511番地の１
債務者　木畠恵美子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３１号
大阪府泉大津市綾井18番地の１　サントピア綾園105号、申立時の住所堺市西区鳳西町１丁134番地６
債務者　大藪　　靖
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７１９号
大阪府羽曳野市野10番地　シャトー103号室
債務者　浪越多久美
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
山口県宇部市西本町１丁目10番22号、前住所山口県防府市大字浜方964番地の１
債務者　関谷　勝利
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第９４号
香川県三豊市三野町吉津乙2441番地５
債務者　大上　信彦
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第９６号
香川県観音寺市室本町1325番地50
債務者　藤井　和見
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第１６９号
北海道岩見沢市上幌向町1010番地
債務者　瀧本　智子（旧姓郡司）
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１７６号
北海道岩見沢市美園５条８丁目10番２号
債務者　救仁郷哲也
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２２０号
北海道美唄市字美唄1071番地６　進徳東団地18―69
債務者　遠藤　健三
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２２１号
北海道美唄市字美唄1071番地６　進徳東団地18―69
債務者　遠藤　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２３８号
北海道岩見沢市奈良町５番地41
債務者　藤井　和子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第３２６号
青森県三戸郡南部町大字平字野場４番地
債務者　野田　良徳
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係